

令和 6 年 12 月 4 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 4 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内における交通事故））
- 日程第 5 議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度南知多町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 6 議案第 66 号 知多南部衛生組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 67 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 8 議案第 68 号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 69 号 令和 6 年度南知多町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 70 号 令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 71 号 令和 6 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 72 号 令和 6 年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 請願第 5 号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12 名）

1 番 森 宏 子

2 番 山 本 優 作

3 番 鈴 木 浩 二

4 番 片 山 陽 市

5 番 小 嶋 完 作

6 番 内 田 保

7 番 石 垣 菊 蔵

8 番 服 部 光 男

9 番 藤 井 満 久

10 番 吉 原 一 治

11 番 榎 戸 陵 友

12 番 石 黒 充 明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	大 岩 幹 治	総 務 課 長	坂 口 増 和
防 災 交 通 課 長	石 黒 俊 光	税 務 課 長	宮 地 利 佳
企 画 財 政 課 長	滝 本 功	建 設 経 済 部 長	田 中 直 之
建 設 課 長	山 本 剛	まちなみ環境課長	田 中 達 也
産 業 振 興 課 長	奥 川 広 康	水 道 課 長	山 下 哲 矢
厚 生 部 長	相 川 和 英	住 民 課 長	山 本 有 里
健康こども課長	鈴 木 和 芳	教 育 課 長	高 橋 篤
教 育 部 長	鈴 木 淳 二	教 育 課 長	富 田 和 彦
成 長 戦 略 室 長	山 本 剛 資	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	内 田 純 慈

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書 記	松 本 満 砂
書 記	山 下 英 将		

〔 開会 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、南知多町議会12月定例会初日を迎えました。今年も残すところ僅かとなりましたが、皆様方におかれましては日々業務に御尽力いただき心より感謝申し上げます。

特に経済状況が厳しい中での地域振興や町民サービスの向上に向けた取組は非常に重要な課題であります。

さらに、地域の未来を見据えた施策として、デジタル化の進展や環境問題への対応は今後の地域発展において重要なテーマであります。その中でも、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や持続可能な社会への実現に向けた取組は、私たちが直面する課題であり、積極的に推進していく必要があります。我々はこれらの重要な課題について議論し、町民の皆様にとってよりよい未来を築くための方策を見いだしていきたいと考えております。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありました。

また、教育委員会教育長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告の提出がありました。あわせて、議案とともに送付しておりますので、御承知おきください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番、藤井満久議員、10番、吉原一治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、12月2日に開催されました第39回南知多町産業まつりについて御報告申し上げます。

産業まつり当日は、町内の特産物をはじめ、姉妹都市の長野県下諏訪町や友好交流町の岐阜県八百津町の特産物販売など、22団体から78ブースの御参加をいただきました。

今回は土曜日開催という新たな試みで、また、あいにくの天候ではございましたが、愛・地球博公式マスコットキャラクター、モリゾーとキッコロを迎えての万博20周年記念ステージ、餅まきなど、大きなにぎわいを見せました。約6,500人の方に御来場いただき、盛大な産業まつりとなりましたことを感謝申し上げます。

次に、令和6年度の町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

9月から11月にかけて、地元区や自主防災会の役員の皆様、町議会議員の皆様の御協力の下、町内4地区において402名の参加を得て訓練を実施することができました。

訓練内容は地区ごとに様々で、消火訓練、応急救護訓練、避難所スペース設置訓練、災害対応トイレ組立て訓練などの体験型の訓練を実施したほか、内海地区では、避難所となる南知多中学校のスムーズな避難所開設・運営に向けた意見交換を地域の皆様で行いました。

また、師崎地区では、能登半島地震の被災地に派遣され現地で活動されました南知多町社会福祉協議会職員の山下さんから被災地支援の体験談をお聞きいたしました。

これらの訓練により、住民一人一人の防災意識や防災スキルを高めるとともに、地域防災力の向上に取り組んでおります。

今後も町と命を守る防災対策を推進してまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告1件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ8議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第6号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字大井地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第65号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和6年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。

その内容は、本年10月9日の衆議院の解散に伴いまして、10月27日に執行いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第66号の知多南部衛生組合同規約の変更につきましては、知多南部クリーンセンターに係るごみ焼却施設の解体完了に伴い、当該施設の管理事務を共同処理する事務から削除する必要があるため、知多南部衛生組合同規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第67号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めるものであります。

議案第68号の南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、これまで防災目的に限定して貸し出していた内海防災センター及び豊浜防災センターの会議室などについて、公共施設を有効活用し町民の利便性を向上させることを目的として貸し出すこととするため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第69号は、令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,312万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,238万7,000円とするものであります。

議案第70号は、令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,407万3,000円とするものであります。

議案第71号は、令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,779万1,000円とするものであります。

議案第72号は、令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、債務負担行為にすることができる事項に、水質検査業務委託及び水道施設機器点検整備業務委託を追加するものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内における交通事故））

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解につ

いて（南知多町大字大井地内における交通事故）の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、報告第6号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

データの4ページを御覧ください。

南知多町大字大井地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和6年8月23日午後3時57分頃、職員が南知多町大字大井地内の道路において、公用車を左折する際に周囲の状況確認を怠り、公用車の左側面を相手方が所有するブロック塀に接触させ、当該ブロック塀を損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は4万5,100円で、和解の内容は、相手方に対し、事故に係るブロック塀の修理代として、損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

今後におきましても、安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

ここで町長より発言の訂正の申出がありましたので許可します。

町長。

○町長（石黒和彦君）

先ほど諸般報告におきまして、11月2日に開催された第39回南知多町産業まつりについてと発言しなくてはいけないところ、12月2日と発言したようでございます。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いします。

日程第5 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度南知多町

一般会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度南知多町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第65号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

5ページのほうを御覧ください。

令和6年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げます、承認をお願いするものでございます。

1ページ飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,649万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億925万8,000円としたものでございます。

本年10月9日の衆議院の解散に伴いまして、10月27日に執行いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を追加したものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費1,649万6,000円の増額補正でございます。これは、投票管理者等の報酬、ポスター掲示場設置・撤去委託料、職員の時間外勤務手当などに要する経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

1ページに戻りまして、10ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金は1,649万6,000円の増額補正でござい

ます。これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金でございます。

次に、少し飛びまして、13ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

ページの右側上段の2．一般職(1)総括、表の最下段、比較の欄の報酬と職員手当を御覧ください。

報酬は57万8,000円、職員手当604万8,000円の増額でございます。

これは、会計年度任用職員の報酬と職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第65号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第66号 知多南部衛生組合規約の変更について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第66号 知多南部衛生組合規約の変更についての件を議題といたします。

す。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第66号 知多南部衛生組合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの18ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

知多南部クリーンセンターに係るごみの焼却施設の解体完了に伴い、当該施設の管理事務を共同処理する事務から削除する必要がある、知多南部衛生組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案の内容は、知多南部クリーンセンターに係るごみ焼却施設の管理事務を共同処理する事務から削除するもので、第3条関係であります。

3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次ページに添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第66号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号 人権擁護委員の推薦について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第67号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第67号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの20ページを御覧ください。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回5名の委員のうち、豊浜地区の澤田幸蔵さんが令和8年9月30日をもって任期満了となる予定であったところ、令和6年8月31日に逝去されたため、後任の候補者を推薦するものでございます。つきましては、その候補者として人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある西村孝太さんを法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

西村孝太さんは、現在豊浜の光明寺の住職をされており、平成27年度に南知多町立豊浜小学校PTA会長を、また平成28年度に南知多町立豊浜中学校PTA会長を歴任されました。なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第67号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ24ページ、提案理由の説明を御覧ください。

○議長（鈴木浩二君）

すみません、少しお待ちください。

誰か電話を持っていますか。

(「すみません」と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

[休憩 9時55分]

[再開 9時58分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

内田議員に申し上げます。

今後気をつけてください。お願いをいたします。

それでは、総務部長、もう一度最初からお願いいたします。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第68号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの24ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、内海防災センター及び豊浜防災センターの会議室などについては、これまで防災目的に限定して貸し出していましたが、公共施設を有効活用し町民の利便性を向上させることを目的として貸出しするため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 の改正の主な内容は、使用料に関する規定の追加で、第7条関係別表2であります。施行期日等ですが、(1)施行期日は、令和7年4月1日であります。

(2)経過措置としまして、この条例による改正後の南知多町防災センター設置及び管理条例別表2の規定は、この条例の施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるものであります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページ以降に添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今ここに内海防災センターは500円と、1時間が……。

○議長（鈴木浩二君）

すみません、内田議員、マスクをお外してください。

○6番（内田 保君）

失礼いたしました。

内海防災センターは1時間で500円と、それから豊浜防災センターは1時間で200円というふうな使用料になっているわけですが、これはどうして内海防災センターは500円という、使用料にしたのか、そこを説明してください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

今回、防災センターの会議室等を公民館のような普通の貸館利用をします。防災センターの会議室等の使用料の設定につきましては、地域の貸館のため、公民館のように使用料を算定しようとするならば、過去3年間の人件費や維持管理費について適当な算定元となる数値が必要ですが、その数値がありませんので、公民館と同様な方法で使用料の算定ができません。そこで、各会議室等の貸出し面積は公民館などの施設に類似しているので、公民館の使用料と同じとすることが妥当であると判断し、防災センターの使用料は、会議室、調理室は1時間200円に、集会室は1時間500円に設定しました。

今回、防災センターについては、内海防災センターの調理室を含む集会室は面積約256平方メートルで、これは篠島開発総合センターの集会室271平方メートルに近い面積であります。また、豊浜防災センターの会議室の面積は約73平方メートルで、大井公民館の和室60平方メートルや日間賀島公民館の和室90平方メートルに近い面積であり、また、豊浜防災センターの調理室の面積は約52平方メートルで、山海公民館の実習室45平方メートルに近い面積であります。いずれも公民館などの施設と比較して近い面積となっております。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第69号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第69号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第69号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明申し上げます。

データのほう、26ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,312万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,238万7,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明させていただきます。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。

3. 歳出、1款1項1目議会費は4万円の増額補正で、議長交際費において慶弔による支出が増加したことに伴い、増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目基金費は1億円の増額補正で、普通交付税額の確定に伴い、当初予算計上額との差額の一部を今後の公共施設整備のための財源として積み立てるものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉医療費は2,080万9,000円の増額補正で、令和5年度市町村療養給付費負担金の額の確定に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合への精算金を増額するものでございます。

次に、7目障害者福祉費は4,072万9,000円の増額補正でございます。

右側の説明欄、1つ目、障害者援護事業費は、名鉄海上観光船運賃改定の影響及び利

用増加に対応するため、障害者交通費扶助を増額するものでございます。

2 目、障害者総合支援事業費は、利用者の増加に対応するため、委託料及び扶助費を増額するものでございます。

次のページ、33ページを御覧ください。

2 項児童福祉費、2 目児童運営費は1,338万円の増額補正でございます。

保育所一般管理費は、会計年度任用職員として採用する保育士の報酬の増、篠島保育園の運営費補助金の増、令和5年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫支出金等返還金を増額するものでございます。

子育て支援センター・どんぐり園事業費は、会計年度任用職員として採用する保育士の報酬を増額するものでございます。

こども家庭センター事業費は、こども家庭センターとして利用する保健センターのLED照明、ブラインド取替修繕費及び消耗品を増額するものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は3,480万1,000円の増額補正で、感染症予防事業費等国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金及び新型コロナワクチン接種対策費負担金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次の4 目母子衛生費は15万1,000円の増額補正で、母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返還金の増額をするものでございます。

5 目知多南部衛生組合費は1,899万2,000円の減額補正で、令和5年度知多南部衛生組合分担金の精算により減額するものでございます。

次のページ、34ページを御覧ください。

2 項清掃費、1 目じん芥処理費は87万3,000円の増額補正で、当初の見込み量を超える海岸漂着物の回収及び処理に要する役務費並びに委託料について、不足分を増額するものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は77万8,000円の増額補正で、農地利用最適化交付金が当初の見込みを上回ったため、農業委員への報酬である農地利用最適化交付金を増額するものでございます。

次に、3 目農業振興費は7万1,000円の増額補正で、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画への移行に向け、意向調査のための郵便料が不足するため、増額するものでございます。

次に、7 款1 項商工費、4 目観光振興費は500万円の財源更正でございます。これは、

名鉄内海駅活用観光商品創出事業について、県補助金の交付決定を受けたため、一般財源から県支出金へ財源を更正するものでございます。

次に、10款教育費、4項社会教育費、3目文化財保護費は48万9,000円の増額補正で、梅原邸北側の蔵の屋根の修繕料を増額するものでございます。

次のページ、35ページを御覧ください。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、4目海岸施設災害復旧費は2,000万円の増額補正で、8月に発生した台風10号により内海及び山海の海岸に漂着し、内海新港に仮置きしている流木等を運搬・処分するための経費を増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

少し戻りまして、30ページを御覧ください。

2. 歳入、10款1項1目地方交付税は2億2,788万4,000円の増額補正で、令和6年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、当初予算計上額との差額分を増額するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,897万円の増額補正で、障害者福祉費の介護給付費などに対する国の負担分を増額するものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は79万3,000円の増額補正で、こども家庭センターの追加整備費に対する交付金を増額するものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は948万5,000円の増額補正で、障害者福祉費の介護給付費などに対する県の負担分を増額するものでございます。

3目災害復旧費県負担金は1,245万1,000円の増額補正で、内海新港に仮置きしている流木等の運搬・処分に要する経費及び既に予備費にて実施した内海・山海海岸に漂着した流木等の収集運搬に要した経費に対する県の負担分を増額するものでございます。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金は500万円の増額補正で、名鉄内海駅活用観光商品創出事業に対する県補助金を増額するものでございます。

次のページ、31ページを御覧ください。

2目民生費県補助金は19万8,000円の増額補正で、こども家庭センターの追加整備費に対する県補助金を増額するものでございます。

3目衛生費県補助金は71万5,000円の増額補正で、海岸漂着物の回収及び処理に対する県補助金を増額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金は89万2,000円の増額補正で、農業委員会費として農地利

用最適化交付金を増額するものでございます。

最後に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は6,325万9,000円の減額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

少し戻りまして、データの28ページをお願いいたします。

左側の表を御覧ください。

第2表、債務負担行為補正の表でございます。

一番上、議会だより「みなみちた」印刷から一番下にあります学校給食配送業務委託事業までの11事業について、令和7年度から円滑に事業を開始するため、今年度中に契約できるよう債務負担行為を設定するものでございます。

次に、少し飛びまして、データの38ページを御覧ください。38ページをお願いいたします。

補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

ページ右側上段の表、イ、会計年度任用職員の比較の欄の報酬を御覧ください。

530万円の増額でございます。これは、会計年度任用職員として採用する保育士の報酬を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第69号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第70号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第70号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第70号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

40ページのほうを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,407万3,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明いたします。

少し飛びまして、43ページを御覧ください。

下段、3. 歳出でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は3,000万円の増額補正でございます。これは、高額療養費が当初の見込みより伸びたため、増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入でございます。

2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は3,000万円の増額補正でございます。これは、歳出で説明させていただきました高額療養費の増額に対して、普通交付金として県から交付されるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第70号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第71号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第11、議案第71号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長(相川和英君)

それでは、議案第71号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

44ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,779万1,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

少し飛びまして、47ページを御覧ください。

上段の2. 歳出でございます。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費は440万5,000円の減額補正でございます。これは、地域密着型介護サービス給付費が当初より減少が見込まれるため、減額するものであります。

次に、下段、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費は419万2,000円の増額補正でございます。これは、介

護予防・生活支援サービス事業費が当初の見込みより伸びたため、増額するものであります。

その下、2目介護予防ケアマネジメント事業費は21万3,000円の増額補正でございます。これは、介護予防ケアマネジメント事業費が当初の見込みより伸びたため、増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第72号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第72号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第72号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの48ページを御覧ください。

今回の補正は、債務負担行為の補正で、第2条に第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の規定を追加するものでございます。

この補正の内容としまして、表の水質検査業務委託は、期間を令和7年度までとし、限度額465万3,000円と定め、次の水道施設機器点検整備業務委託は、期間を令和7年度までとし、限度額1,375万円と定めるものであります。

なお、データの50ページに、地方公営企業法施行令第17条の2第1項第5号に規定する債務負担行為に関する調書を添付してありますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 請願第5号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、請願第5号 「国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第5号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 10時25分]

